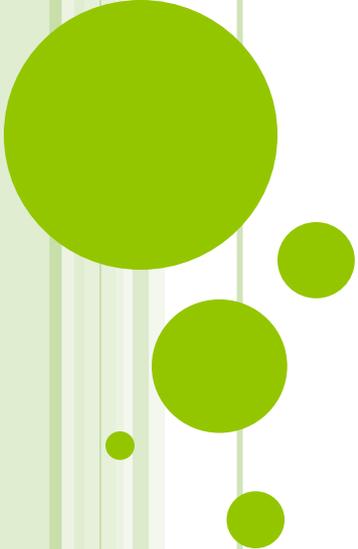


事業承継対策について



平成29年6月7日

株式会社 商工組合中央金庫

ソリューション事業部

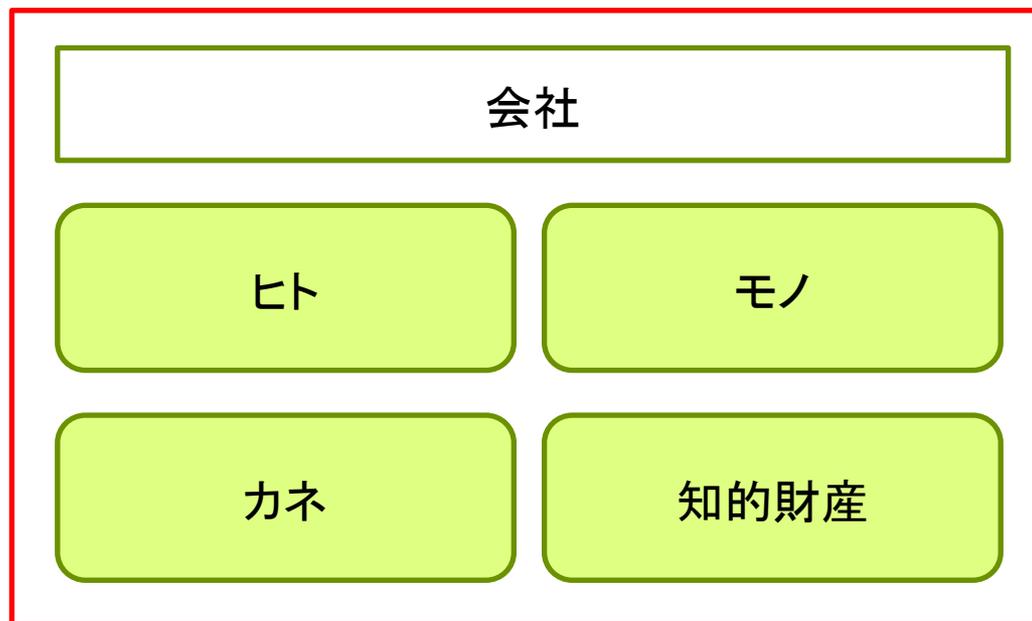
1. イントロダクション

(事業承継を取り巻く環境)

◆ 事業承継とは？

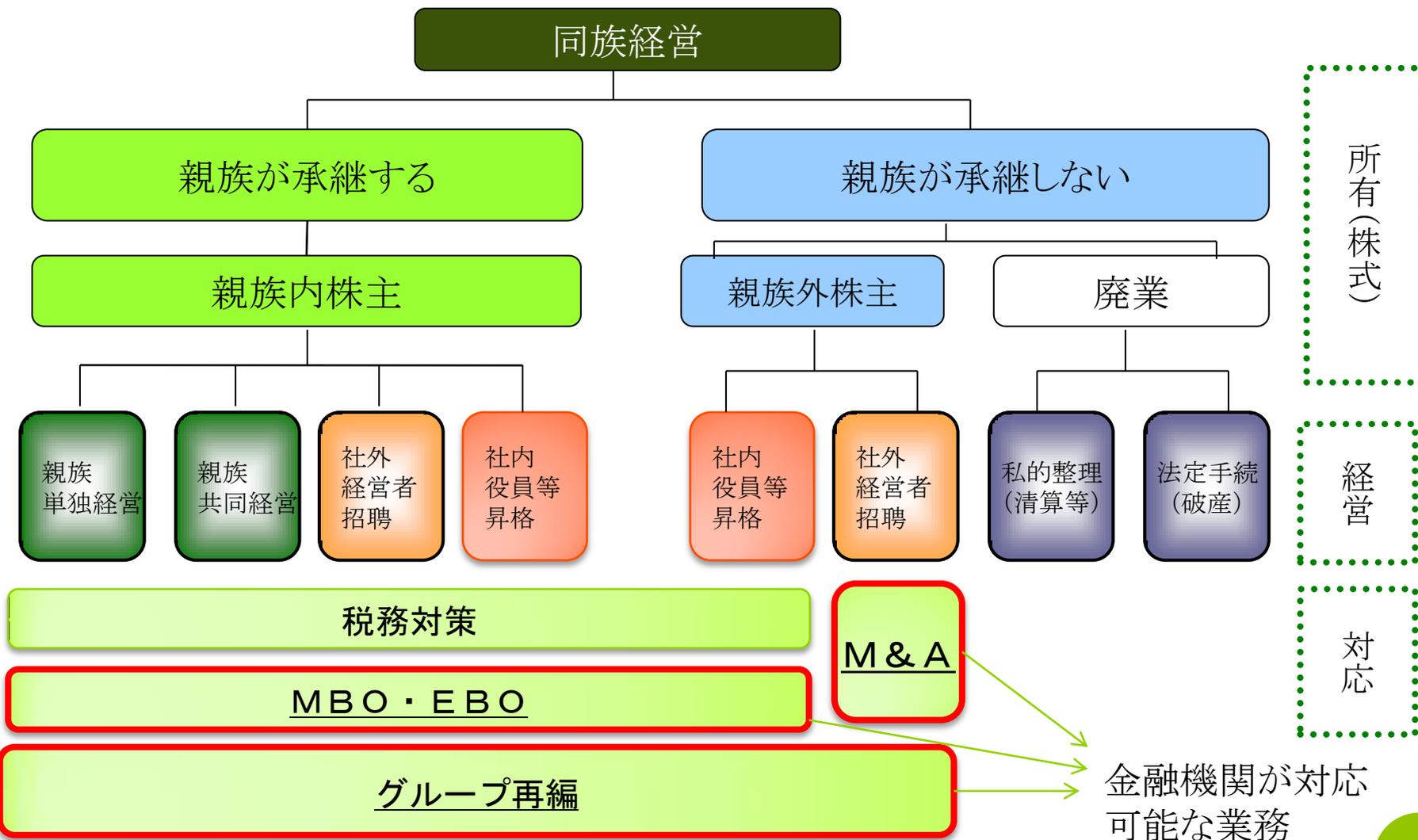
事業承継

⇒現経営者から後継者への事業のバトンタッチをおこなうこと



「誰に」「いつ」「どうやって」「いくらで」円滑にバトンタッチできるかが重要

◆ 主な事業承継支援手法



◆ 経営者交代率と経営者平均年齢の推移（全国）



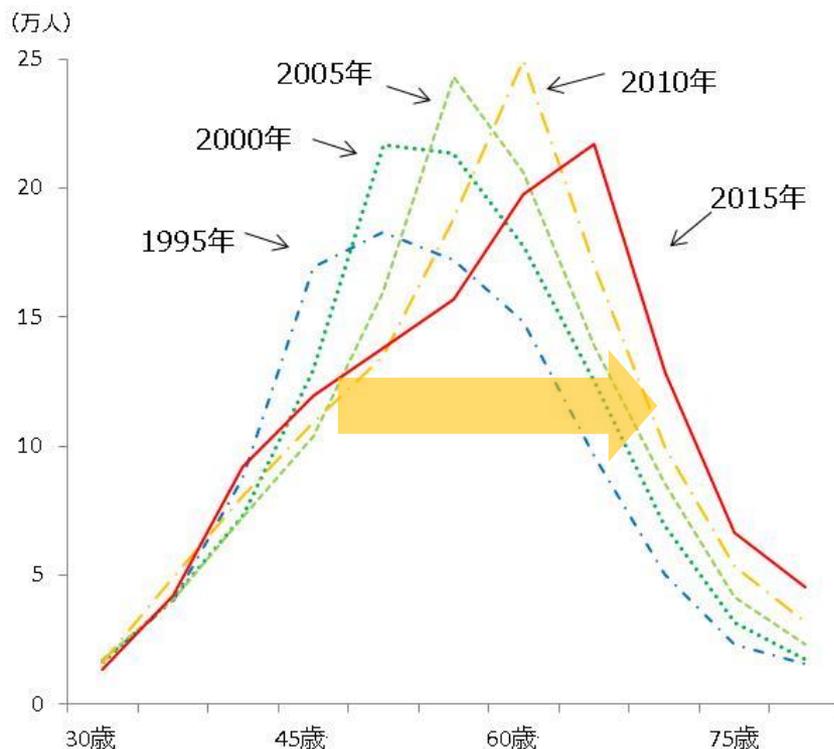
(出典)帝国データバンク「全国社長分析」(2012)

(備考)「全国社長分析」では2011年調査までは個人経営の代表を含んだ調査、2012年調査からは株式会社、有限会社に限定した調査となっており、株式会社、有限会社に限定した場合、2012年の経営者の交代率は3.61%、経営者平均年齢は58.7歳。

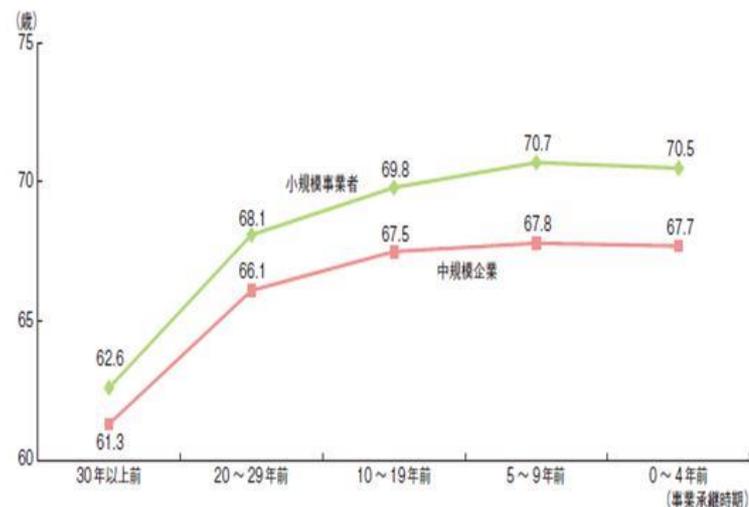
- 経営者の交代率は低下しており、1975～1985年平均4.97%から2011年には2.46%にまで低下しています。
- 一方、経営者の平均年齢は、昭和50年代(1980 年前後)の52～53歳から、近年では59歳まで上昇しています。

◆ 中小企業の経営者年齢の推移

中小企業の経営者年齢の分布（年代別）



経営者の平均引退年齢の推移

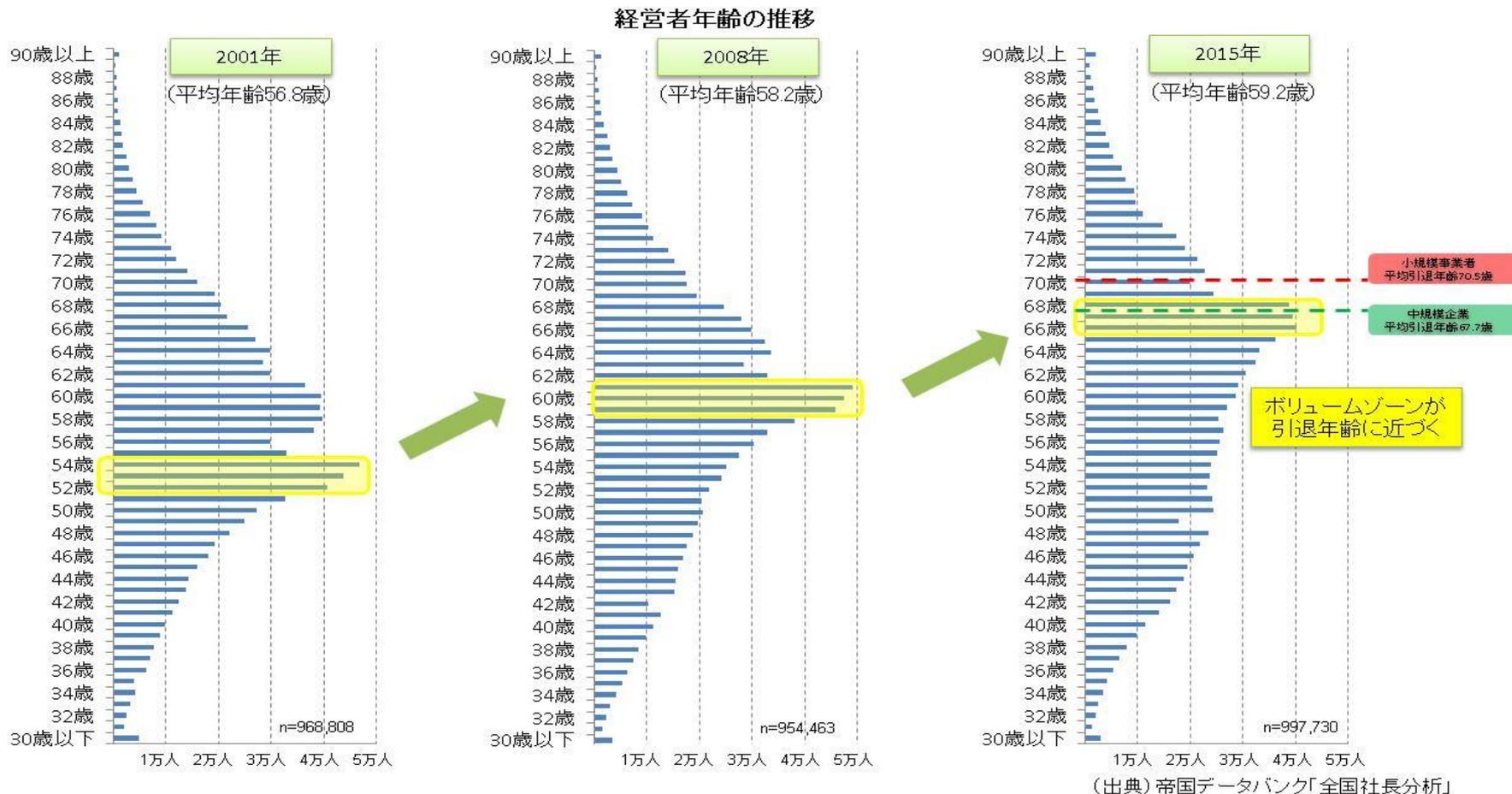


(出典)中小企業庁委託「中小企業の事業承継に関するアンケート調査」
(2012年11月、(株)野村総合研究所)

(出典)中小企業庁委託「中小企業の成長と投資行動に関するアンケート調査」(2015年12月、株式会社帝国データバンク)、
(株)帝国データバンク「COSMOS1企業単独財務ファイル」、「COSMOS2企業概要ファイル」再編加工

- 中小企業経営者の年齢のピークは、1995年47歳から2015年66歳にまで上昇しています。
- 経営者の平均引退年齢も中規模企業で67.7歳、小規模事業者70.5歳と上昇しています。
- 経営者の平均年齢の上昇は、中小企業者の年齢の上昇が主要因と考えられます。

◆ 経営者年齢のボリュームゾーンの推移

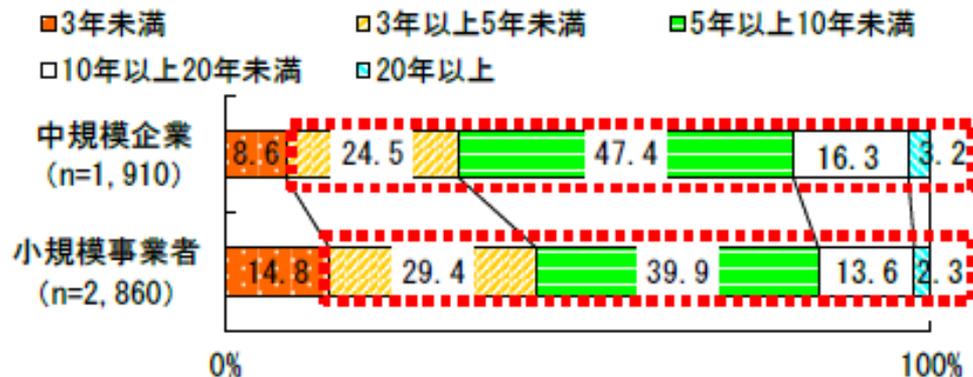


- 経営者の引退年齢は、直近で概ね70歳までには引退するケースが多くなっています。
- 中小企業経営者の平均年齢が67歳である現況を考慮すると、事業承継までの期間が3年程しか残されていないこととなります。

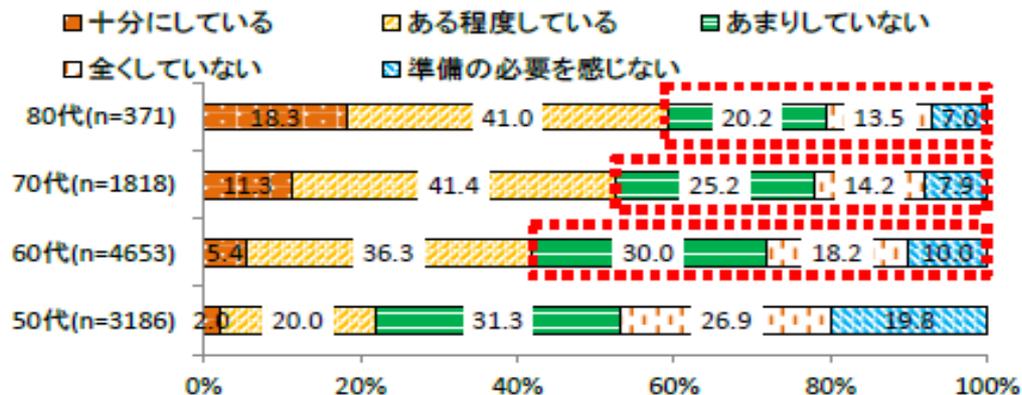
◆ 後継者育成と事業承継の準備状況

後継者の育成期間

資料:2014年度中小企業白書より抜粋



経営者の年齢別事業承継の準備状況



- 中小企業経営者への質問で、後継者育成には3年以上の期間が必要との回答が9割に上りました。
- 他方、事業承継に係る準備状況は、60代で約6割、80代でも約4割の経営者が不十分であるとの認識をもっています。

◆ 税制改正による影響

相続税

- ・相続税の基礎控除引き下げ。
- ・相続税の税率構造の見直し。
- ・未成年者控除、障害者控除の控除税の引き下げ。

内容	改正前	現行制度
基礎控除	50,000千円 + 10,000千円 × 法定相続人の数	30,000千円 + 6,000千円 × 法定相続人の数
税率構造	10%, 15%, 20%, 30%, 40%, 50%の6段階	10%, 15%, 20%, 30%, 40%, <u>45%</u> , 50%, <u>55%</u> の8段階

贈与税

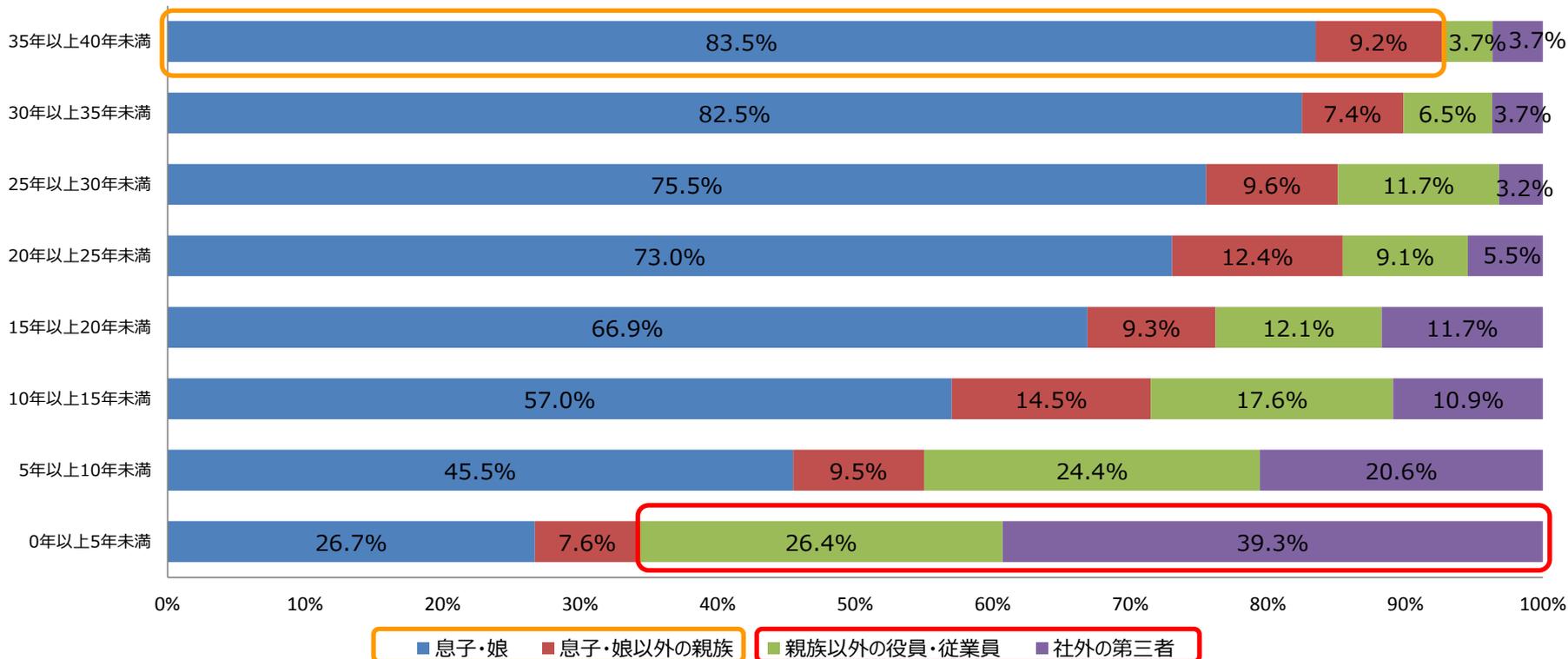
- ・高齢者の資産を現役世代に移転させるため贈与税の税率構造が緩和。
- ・20歳以上の者が直系尊属から贈与を受ける場合、一般の贈与よりも低い贈与税率。
- ・相続税の最高税率55%に合わせ、贈与税の最高税率も55%へ。

内容	改正前	現行制度
税率	10%, 15%, 20%, 30%, 40%, 50%の6段階	10%, 15%, 20%, 30%, 40%, <u>45%</u> , 50%, <u>55%</u> の8段階
直系尊属からの贈与	直系尊属以外からの贈与と同様	税率構造の緩和(※) ※20歳以上の者への直系尊属 (父母、祖父母等)からの贈与に限る

- 平成27年1月1日以降、相続税・贈与税の改正が行われました。
- 相続税の基礎控除引き下げにより、相続税の納税義務者が拡大し、かつ相続税の納税負担が増すことから、事業承継を含めた相続対策を考える必要があります。

◆ 事業承継の形態の多様化

経営者の在任期間別の現経営者と先代経営者との関係



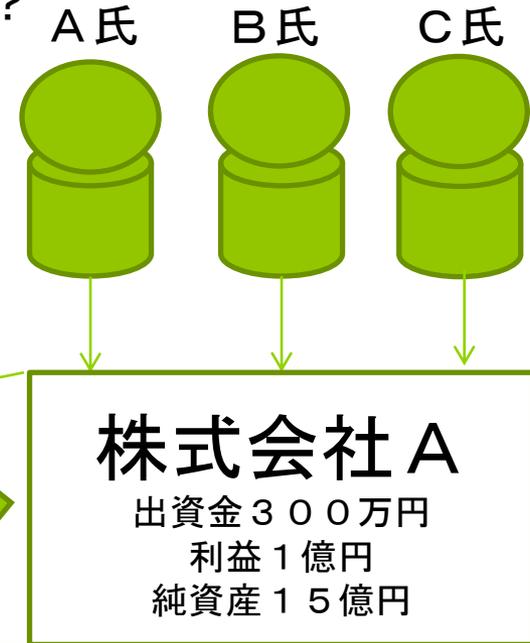
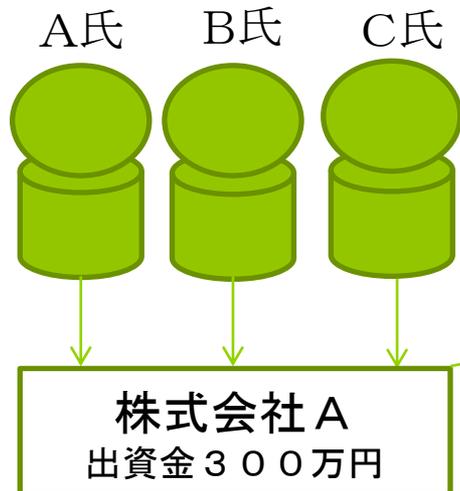
(出典) 中小企業庁委託「中小企業の資金調達に関する調査」
(2015年12月、みずほ総合研究所(株)) (再編・加工)

- 直近10年のうちに承継した現経営者のうち6割超が、従業員や社外の第三者である親族外承継となっており、親族内承継の割合が減少しています。
- 親族内だけでなく第三者も含めた親族外承継が広く検討されている状況にあります。

➤ 事業承継の難しさを考えてみます。

A氏、B氏、C氏が100万円ずつ出資して株式会社Aを設立

A氏、B氏、C氏が出資した100万円の価値は？



【問題】

各々100万円を出資してできた株式会社Aは、30年後、毎年1億円の利益を生み出し、15億円もの純資産（内部留保）を蓄積することができました。A氏、B氏、C氏はそれぞれ高齢になり、株式を後継者に集約しようと考えています。出資した金額100万円はいくらになっているのでしょうか？

【回答】

いつ、誰に株式を移転させるかによって、株価は異なります。

(例1) A氏、B氏、C氏に血縁関係があり、A氏の子D氏に集約させる場合

・・・相続税法上の株価にて評価します。

(原則的評価※) 類似業種比準価格方式、純資産価格方式、
類似業種比準価格方式と純資産価格方式の折衷方式

※仮に純資産価格方式で算定する場合は、1人あたり5億円の株価

100万円
が5億円
に・・・

(例2) M&Aにより完全なる第三者に株式を売却する場合

・・・互いの経済的合理性を勘案し、合意した価格です。

(参考とする価格) DCF方式、純資産価格+営業権、類似会社方式、
取引事例方式、配当還元方式など

※純資産価格方式+営業権(利益の5年分を営業権と仮定)の場合、
株価の総額は20億円(一人当たり6.7億円)。



中小企業の株価は複数の評価方法があるんだ。
毎年変わるし、渡す相手によっても株価が変わるので
困惑する経営者も多いよ。

2. 具体的な事業承継支援

◆ 株式の評価方法

① 類似業種比準価額

評価会社(分子)と類似会社(分母)の配当、利益、純資産を比準して計算。

$$A \times \left(\frac{b}{B} + \frac{c}{C} \times 1 + \frac{d}{D} \right) \times \frac{1}{5} \times \begin{matrix} \text{斟酌率} \\ 0.7 \\ 0.6 \\ 0.5 \end{matrix} \times \frac{\text{1株当りの} \\ \text{資本金等の額}}{50\text{円}} = \text{株価}$$

配当
利益
純資産

類似業
種株価

比準割合が1倍に改正され、利益が大きい会社は改正前と比べて
株価が下がると想定されます。

会社の規模によって掛目が変わります。

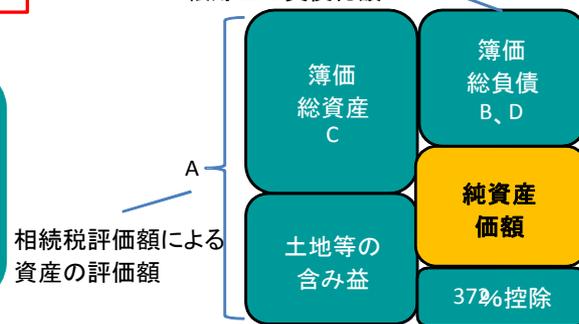
**H29年税制改正により計算式
が変更となります。
(H29年1月1日より適用)**

② 純資産価額

資産・負債について時価評価(相続税評価額)し、株価を計算。

$$\frac{(A-B) - \left[(A-B) - (C-D) \right] \times 37\%}{(\text{発行済株式数}) - (\text{自己株式数})} = \text{株価}$$

B: 相続税評価額による負債総額
D: 帳簿上の負債総額



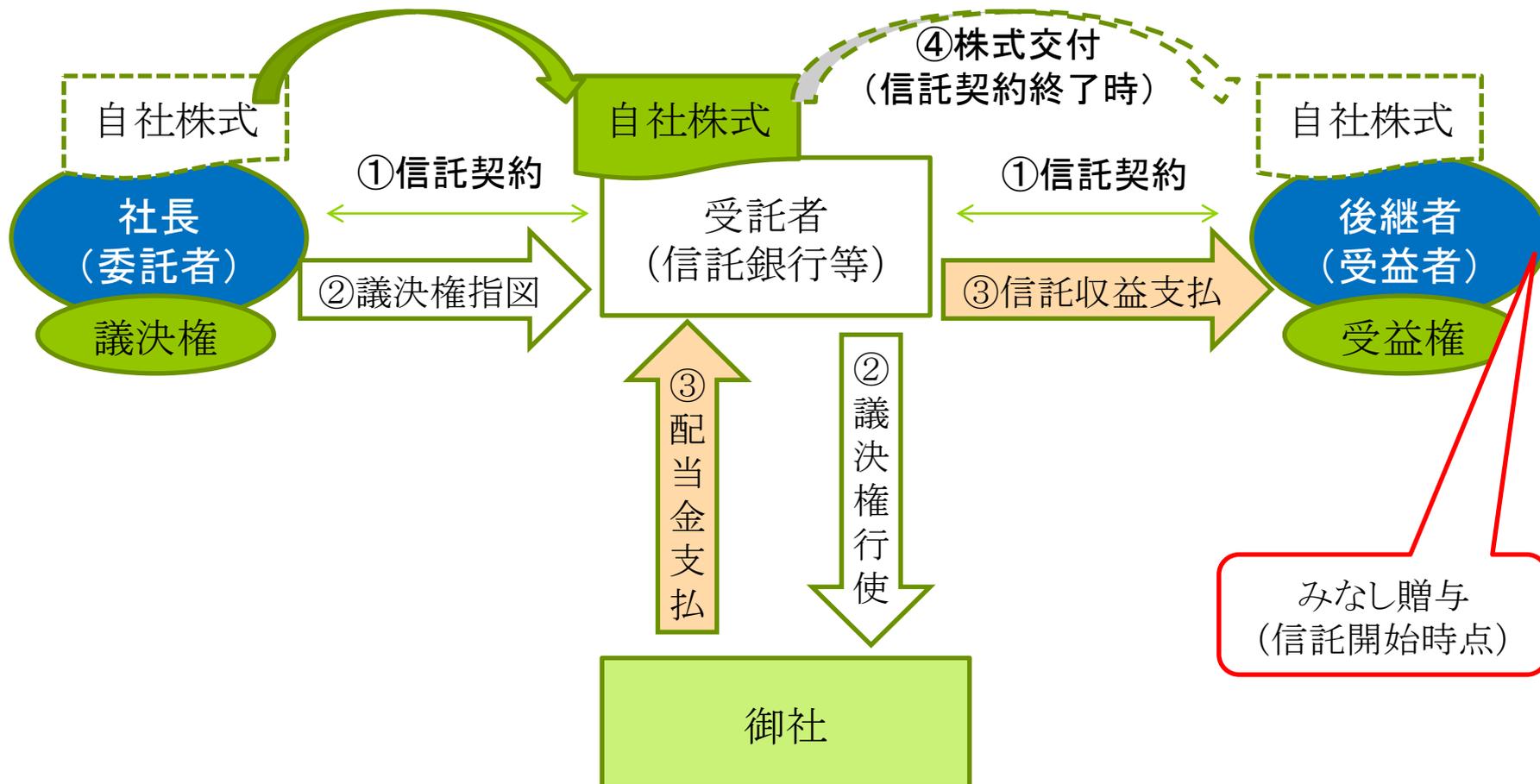
◆ 贈与・相続に係る主要な税制

	効果	要件	留意事項
暦年贈与	基礎控除110万円	なし	高い税率 基礎控除内110万円での贈与を続けるには時間がかかる
相続時 精算課税制度	贈与時に納付した贈与税を相続時に精算する制度(※) 特別控除額2,500万円	60歳以上の親又は祖父母から20歳以上の子又は孫への贈与	相続時に贈与により取得した財産を相続財産に加算して相続税額を計算(納付済の贈与税額は相続税より控除)
非上場株式に係る納税猶予制度	経営承継相続人が、相続・贈与により取得した議決権の3分の2までの株式について、課税価格の80%に対応する相続税額を猶予(死亡により免除)	親族内又は親族外承継で以下を満たす ・後継者 筆頭株主かつ同族で過半を保有 ・先代経営者 代表者経験あり、筆頭株主かつ同族で過半を保有	・適用要件を満たさなくなった場合納税猶予に係る相続税を利子税と併せて納付する必要 ・猶予株式の継続保有 ・雇用を80%維持(5年間平均)等

※贈与税額の計算 = (贈与財産 - 特別控除2,500万円) × 20%

◆ 信託を活用した方法

【自社株承継信託(議決権留保型)】

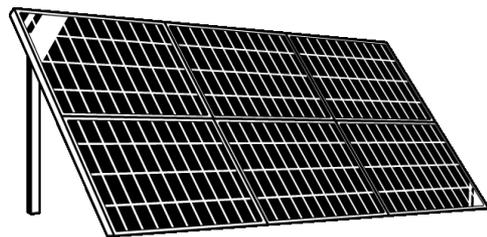


- 事業承継の新たな手法として、信託を活用した方法も注目されています。
- 契約の設定により、様々なスキーム設計が可能となるため、上記は一例となります

3. 商工中金における事業承継支援事例

◆ ケース I 株式移転の事例

- ・ ガソリンやプロパンガスなどのエネルギー販売事業を行う A社は、安定した収益力を背景に、財務の磨き上げを進めてきました。
- ・ 同時に、社長は今後の更なる企業成長のためには、円滑な事業承継の実現が必要であると強く感じていました。
- ・ しかし、株価は毎期上昇を続けており、後継者は社長子息と決定しているものの今後の事業承継の進め方に大きな悩みを抱えていました。
- ・ 相談を受けた商工中金は、提携税理士と同行し、株価算定の実施のほか、具体的な承継手法スキームの提案を行うとともに、社長の経営方針や後継者の育成方針についてディスカッションを行いました。
- ・ その結果、太陽光パネルの設備投資を行う予定であったことから、即時償却制度の効果により株価が抑制された状態となることが分かったため、同タイミングで株式を移転する方針としました。



即時償却制度の活用
で株価が抑制！

株式
移転



会社を
もっと発
展させる
ぞ！

◆ ケースⅡ 第三者に株式を譲渡した事例（M&A）

- ・ B社は業歴30年を有する、防犯用レンズ分野に高い技術力を有するレンズ製造メーカーであり、小規模ながら独自ブランドを展開していました。
- ・ 社長が高齢かつ後継者不在のため、M&Aによる事業承継を決断しました。
- ・ メインバンクである地方銀行はB社からの相談を受け、買い手を探索しましたが地域に限定のある地方銀行内のネットワークでは買い手探索に苦慮していました。
- ・ 同行より商工中金宛に相談があり、買い手候補C社を紹介しました。
- ・ C社は光学レンズの卸売業者で、営業力に強みを有し海外展開を検討していた一方、独自ブランドの開発・獲得に課題を抱えていました。
- ・ 両社のニーズが合致し交渉の結果、C社によるB社のM&Aが行われました。
- ・ 商工中金では、独自のネットワークに加え、複数の地域金融機関と連携を強化しています。

